

# 株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパンと称し、英文では Visual Processing Japan Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 媒体・コンテンツの制作・管理・配信環境を支援する DX ソリューションの開発及び販売
- (2) 前号に関するソフトウェア及び関連機器の輸入及び販売
- (3) 第1号又は第2号に関するソフトウェアのクラウドサービス事業
- (4) 第1号又は第2号に関するソフトウェアの導入コンサルティング業務
- (5) 第1号又は第2号に関するソフトウェアの保守・サポート業務
- (6) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株式名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(定時株主総会及び臨時株主総会)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。

2. 取締役社長に事故がある場合には、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(株主総会の日時等)

第15条 株主総会の日時及び会議の目的たる事項は、取締役会がこれを定める。

(議長)

第16条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

- 第 19 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

- 第 20 条 当会社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第 21 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 24 条 当会社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低限度額とする契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 33 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び責任限定契約)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低限度額とする契約を締結することができる。

(常勤の監査役)

第 38 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 39 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 45 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会決議によって同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額とする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

## 第8章 附則

(法令の適用)

第50条 本定款に規定のない事項は会社法その他の法令に従う。

第51条

1. 第20条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社（以下、「振替株式発行会社」という。）になった日から効力を生ずるものとする。
2. 第20条の新設が効力を生ずるまでは、第21条以降の条数から1を減ずるものとする。
3. 本附則は、当会社が振替株式発行会社となった日にこれを削除する。